

徳島市高齢者福祉計画
及び介護保険事業計画
(案)

【概要版】

令和6年3月

徳島市

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げ、地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの推進）、認知症の人が希望を持って暮らせる共生の地域づくり、高齢者を支える介護体制づくりを目指し、高齢者福祉施策及び介護保険事業の充実に努めてきました。

これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）」を策定し、令和22年（2040年）を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

2 計画の根拠等

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられています。

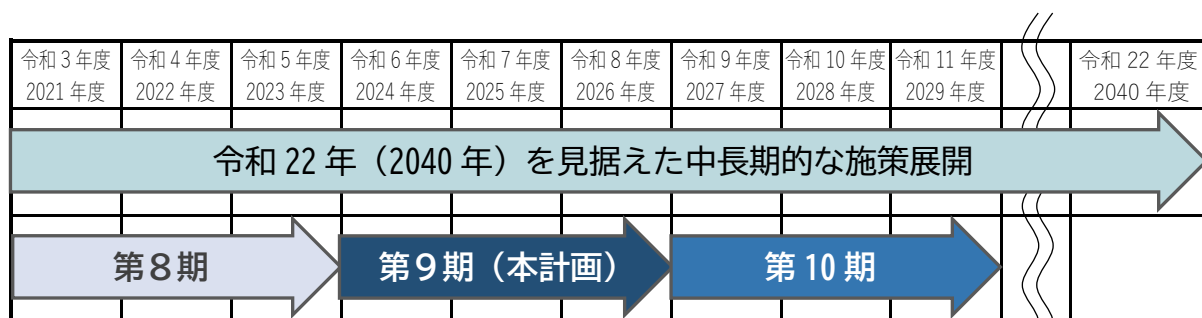
この2つの計画は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画とします。

3 計画の期間

令和3年（2021年）3月に策定した計画を見直し、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とした新たな計画を策定します。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

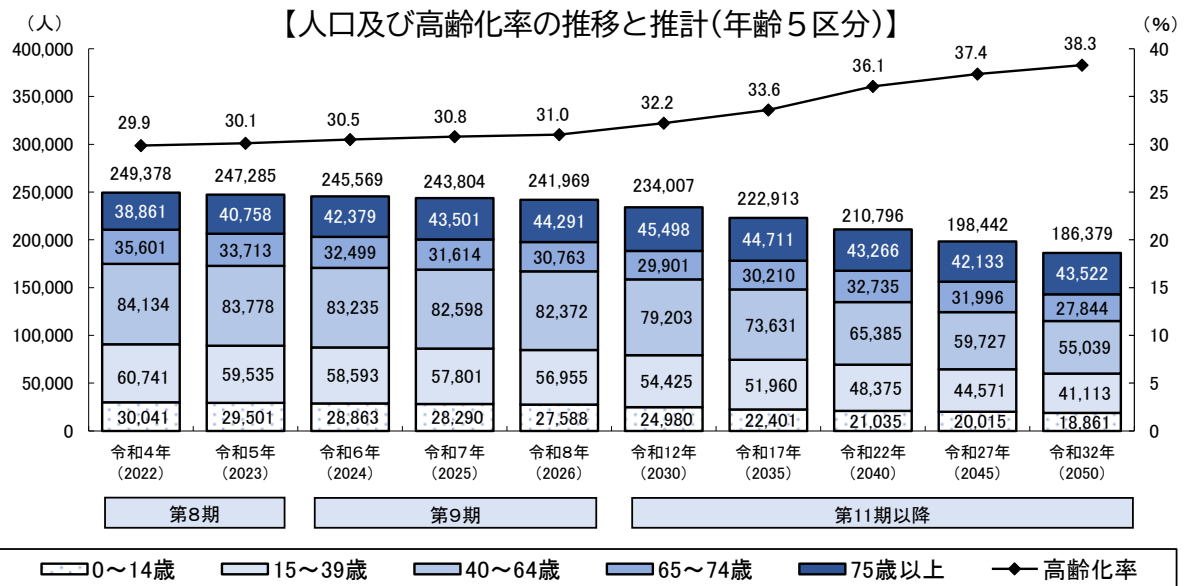
また、次期計画は本計画の最終年度に策定することとします。



4 高齢者を取り巻く状況

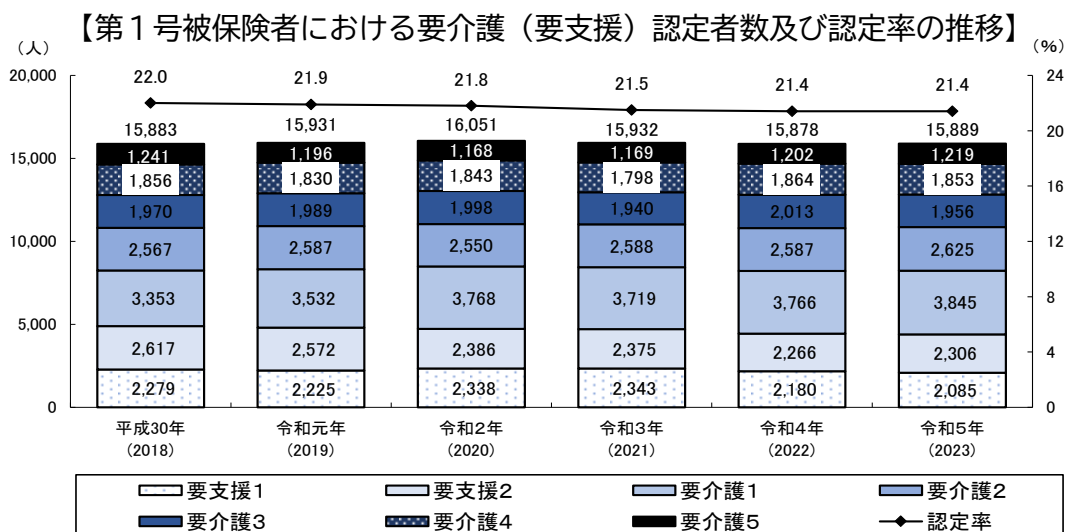
(1) 人口の状況

人口の推移を見ると、今後、引き続き高齢化率は上昇を続けることが見込まれます。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)には、高齢化率が36.1%となり、高齢者1人を現役世代(15~64歳)の約1.5人で支える社会になることが予測されます。



(2) 要介護(要支援)認定者等の状況

近年、要介護(要支援)認定者数は横ばいで推移しています。今後、85歳以上人口の増加が見込まれていることから、要介護(要支援)認定者数は増加することが考えられます。

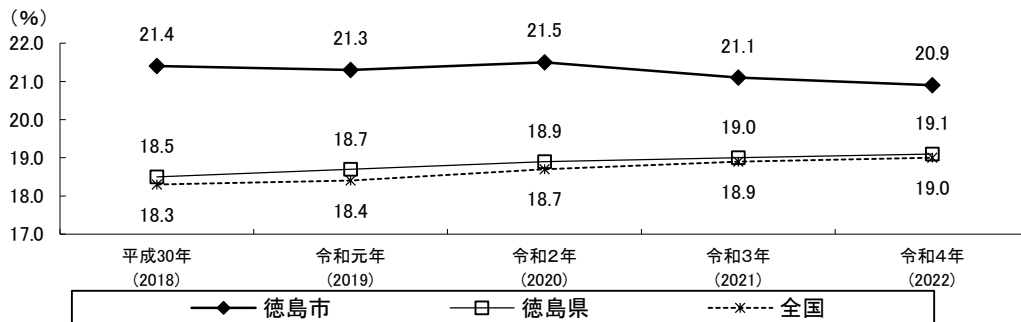


5 本市の介護保険事業の特徴

(1) 要介護（要支援）認定率の特徴

本市の要介護（要支援）認定率は、全国平均及び徳島県平均と比較して高くなっています。特に、軽度認定率（要支援1～要介護2）が高い傾向にあり、課題として、要介護状態にならないよう、元気な時から介護予防に取り組むことや、重度化の防止に取り組むことが今後さらに重要になります。

【調整済み認定率の全国平均及び徳島県平均との比較】



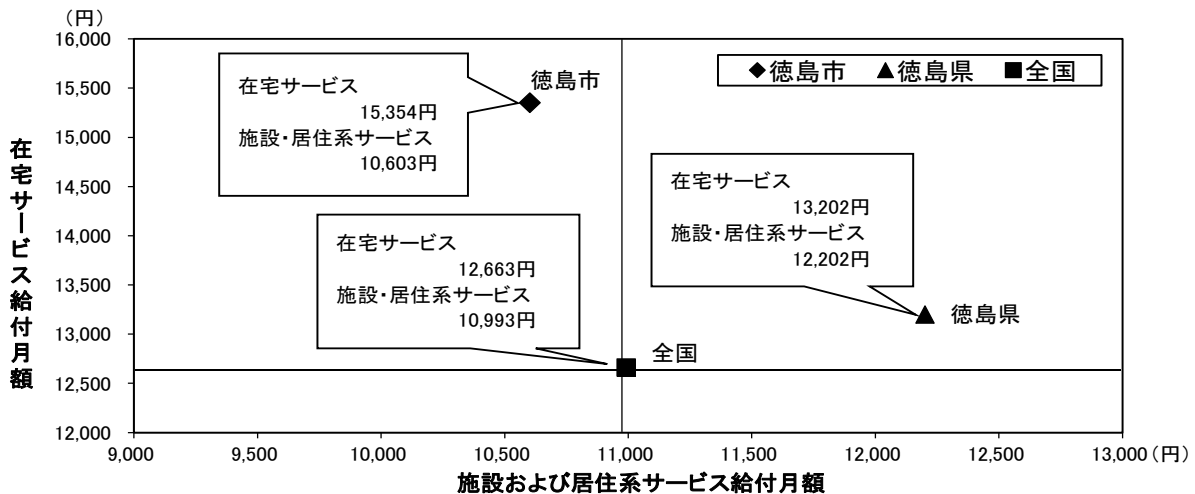
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。

(2) 介護保険給付の特徴

本市の第1号被保険者1人当たり介護給付月額、在宅サービスにおいて全国平均及び徳島県平均を大きく上回っており、在宅生活の継続を重視した施策展開を推進してきた成果であるといえます。サービス種類別にみると、在宅サービスでは、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所介護等において全国平均及び徳島県平均を上回っています。

【第1号被保険者1人当たり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5年現在）

6 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
安心して暮らせるまちの実現

7 基本目標

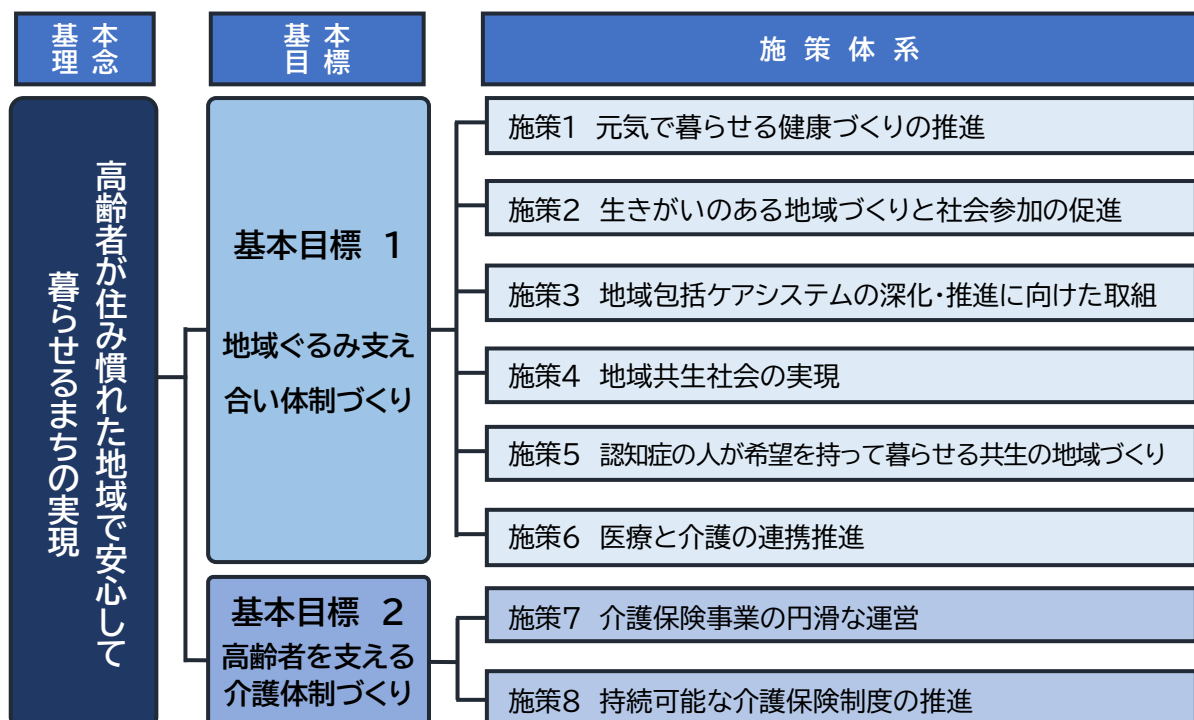
基本目標 1 地域ぐるみ支え合い体制づくり

今後見込まれる人口構造の変化とそれに伴う社会環境の変化に対応し、引き続き高齢者の生活を支援するための各種取組を一層推進することとします。さらには令和 22 年(2040 年)を見据え、介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)を強化するとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

基本目標 2 高齢者を支える介護体制づくり

高齢者等が、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、必要な人に過不足のない適切なサービスが提供されるよう持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

8 施策の体系



9 施策の展開

基本目標 1 地域ぐるみ支え合い体制づくり

施策1 元気で暮らせる健康づくりの推進

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
セルフケアマネジメントの視点に立った健康の保持と増進を図るとともに、生活習慣病予防の観点を踏まえた保健事業を通じ、心身ともに自立した状態で健康的に日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。また、地域の様々な主体と連携し、多職種による制度横断的な地域のネットワークの充実を図り、地域の課題解決能力を高めていきます。	主観的健康観が「とてもよい」＋「まあよい」の割合	70.5%	71.7%
	手段的自立度が5点の割合	81.1%	82.4%
	新規要介護（要支援）認定者の平均年齢	81.2歳	81.6歳
	住民主体の通いの場の箇所数	48か所	53か所
	通いの場へのリハビリテーション等の専門職派遣人数	61人	67人
	取組項目		
(1) 健康づくりの啓発・推進 (4) 住民主体の通いの場の取組推進と他事業との連携 (2) 健康の保持・増進 (5) 自立支援型ケアマネジメントの環境整備 (3) 疾病の早期発見・早期治療 (6) 保健事業と介護予防の一体的な実施			

施策2 生きがいのある地域づくりと社会参加の促進

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
社会参加には様々なニーズと方法があることに留意し、趣味や娯楽、学習や就業、敬老活動やイベント等の活動の機会の充実を図るとともに、介護予防にもつながる就労的活動や高齢者が企画・運営する多様な通いの場づくりを支援することで、高齢者が役割と生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。	ボランティア等に参加している高齢者の割合	11.3%	12.4%
	スポーツ関係のグループ等に参加している高齢者の割合	18.6%	20.5%
	趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	24.5%	27.0%
	学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	9.4%	10.3%
	収入のある仕事をしている高齢者の割合	25.4%	27.9%
	閉じこもりのリスク	21.9%	19.7%
	取組項目		
(1) 生きがい対策の充実 (3) 外出の支援 (2) 就業の支援 (4) 社会参加の活動支援			

施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	39.7%	43.7%
	地域包括支援センターの権利擁護事業・虐待に関する相談件数	5,581件	5,748件
	地域包括支援センターの支援困難事例に関する相談件数	1,001件	1,031件
	地域ケア会議の個別会議の検討件数	29件	32件
	生活支援コーディネーターの認知度	1.2%	8.0%
	過去1年間に介護のために主な介護者が仕事を辞めた割合	4.1%	4.0%
取組項目			
(1) 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3) 高齢者福祉サービスの充実 (4) ヤングケアラーを含む家族介護者の支援			

施策4 地域共生社会の実現

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
高齢者が在宅での生活を安心して継続することができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動等の多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、災害に備えた避難行動の理解促進に取り組み、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。	老後も安心して生活できると感じる市民の割合	38.0%	47.0%
	見守りネットワーク（とくしま見守りねっと）登録事業者数	40か所	44か所
	「成年後見制度」を知っている人の割合	46.6%	51.3%
取組項目			
(1) 高齢者の見守り活動の推進 (2) 地域の支え合い活動の推進 (3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進 (4) 地域で安心して暮らすための支援 (5) ニーズに応じた施設・住まいの支援 (6) 高齢者虐待防止の推進			

基本目標 2 高齢者を支える介護体制づくり

施策 7 介護保険事業の円滑な運営

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
介護サービスを円滑に運営するため、介護給付の適正化対策等、サービスの質を高める取組を推進するとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。また、自然災害時及び感染症発生時の備えとして、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の策定が義務化されたことから、計画に基づいた災害時対応や感染症対策を促進します。	要介護認定の適正化	100%	100%
	ケアプラン点検件数	160件	165件
	縦覧点検・医療情報との突合実施率	100%	100%
	事業所への運営指導率	18.6%	16.6%以上
	訪問リハビリテーションの利用率	6.0%	6.4%
	通所リハビリテーションの利用率	16.3%	17.1%
	取組項目		
(1) 介護給付の適正化と介護サービスの質の向上 (5) 災害対策 (2) 介護保険制度の情報提供の充実 (6) 感染症対策 (3) 苦情相談・受付窓口の充実 (7) リハビリテーション提供体制の推進 (4) 低所得者への支援 (8) 介護保険財政の健全運営			

施策 8 持続可能な介護保険制度の推進

施策内容	成果指標		
	指標	現状値 R4年度	目標値 R8年度
生産年齢人口の減少が続く状況を踏まえ、介護人材の確保とともに、介護現場におけるICTの活用や業務の効率化等を図り、より質の高い介護サービスが提供できる環境づくりを推進します。	介護支援専門員講習会	なし	年1回
	介護に関する研修会・セミナーの開催	1回	年1回以上
	事故報告に関する事例の分析・周知	1回	年1回以上
	取組項目		
(1) 介護人材の確保・資質の向上 (2) 介護現場の業務の効率化の推進			

10 介護保険事業のサービス量の見込みと保険料

本市では、第6期計画期間中に「認知症対応型共同生活介護」を4か所（定員72人）、第5期及び第7期計画期間中に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を合計8か所（定員232人）整備しており、また、令和5年9月1日現在で、高齢者向け住まいである「住宅型有料老人ホーム」が33か所（定員1167人）、「サービス付き高齢者向け住宅」が35か所（定員1147人）整備されています。

こうしたことに加え、介護人材が不足している現状や、後期高齢者人口のピークが令和12年度（2030年度）頃であると予測されていることなどを勘案し、第9期計画期間中には新たな施設・居住系サービスの整備は行わず、在宅サービスにおいては、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を目指し、誰もが適切な介護サービスが受けられるような体制づくりの推進に取り組めます。

【標準給付費等の見込み（年間）】

単位：千円

	合計	第9期（見込み）		
		令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
標準給付費見込額	78,337,390	25,646,167	26,101,583	26,589,640
総給付費	74,662,116	24,433,697	24,877,061	25,351,358
特定入所者介護サービス費等給付額	1,446,093	477,066	481,910	487,117
高額介護サービス費等給付額	1,913,220	631,112	637,608	644,501
高額医療合算介護サービス費等給付額	211,008	69,649	70,125	71,234
算定対象審査支払手数料	104,953	34,643	34,879	35,431
地域支援事業費見込額	2,917,275	955,665	974,547	987,063
介護予防・日常生活支援総合事業	2,167,009	706,197	724,148	736,664
包括的支援事業・任意事業	750,266	249,468	250,399	250,399

※標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えたもの。

※総給付費とは、介護給付対象サービス給付費と介護予防給付対象サービス給付費を合計したもの。

1 1 保険料

第9期計画期間の保険料の基準額（月額）は、6,680円です。

項目	金額
[A] 標準給付費見込額+地域支援事業費見込額[A]	81,254,665千円
[B] 第1号被保険者負担分相当額[B]=[A]×23%	18,688,573千円
[C] 調整交付金相当額 ※1	4,025,220千円
[D] 調整交付金見込額 ※2	4,590,766千円
[E] 財政安定化基金償還金 ※3	0千円
[F] 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	190,011千円
[G] 介護保険事業財政調整基金取崩額	882,154千円
[H] 保険料収納必要額 [H]=[B]+[C]-[D]+[E]-[F]-[G]	17,050,862千円

項目	数値
[H] 保険料収納必要額	17,050,862千円
[I] 予定保険料収納率	98.70%
[J] 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ※4	215,512人
[K] 第9期の第1号被保険者の介護保険料の保険料基準額（月額） [K]=[H]÷[I]÷[J]÷12か月	6,680円

※1 調整交付金相当額=(標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金交付割合の全国平均値(5%)

※2 調整交付金見込額={ (標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金見込交付割合×調整率 } +特別調整交付金の交付見込額

※3 本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はない。

※4 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定する。

本市の第1号被保険者の保険料は、所得などに応じて、下表のとおり15段階の保険料額となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

段階	対象者		割合	年間保険料 (月額保険料)			
第1段階	本人が 市民税非課税	世帯非課税	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	22,846円 (1,904円)	国の定める標準乗率及び基準所得金額	
第2段階			前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120万円以下で第1段階に該当しない	0.485	38,878円 (3,240円)		
第3段階			第1段階及び第2段階に該当しない	0.685	54,910円 (4,576円)		
第4段階		世帯課税	前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	72,144円 (6,012円)		
第5段階 (基準額)			第4段階に該当しない	1.0	80,160円 (6,680円)		
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満		1.2	96,192円 (8,016円)		
第7段階		前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満		1.3	104,208円 (8,684円)		
第8段階		前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満		1.5	120,240円 (10,020円)		
第9段階		前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満		1.7	136,272円 (11,356円)		
第10段階		前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満		1.9	152,304円 (12,692円)		
第11段階		前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満		2.1	168,336円 (14,028円)		
第12段階		前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満		2.3	184,368円 (15,364円)		
第13段階		前年の合計所得金額が 720万円以上820万円未満		2.4	192,384円 (16,032円)		
第14段階		前年の合計所得金額が 820万円以上1000万円未満		2.5	200,400円 (16,700円)		市独自基準
第15段階		前年の合計所得金額が1000万円以上		2.6	208,416円 (17,368円)		

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
【概要版】

発行日 令和6年3月

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集 健康福祉部 高齢介護課

TEL 088-621-5587 FAX 088-624-0961